

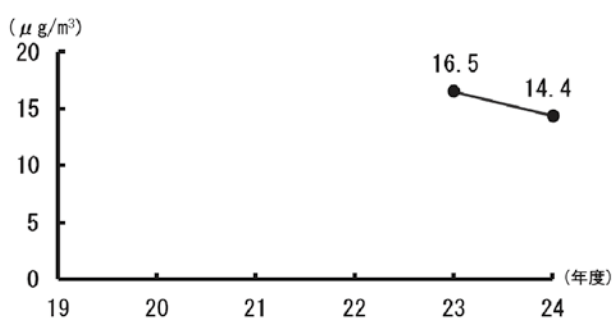
しています。

発生源は、浮遊粒子状物質同様に極めて多様です。

23年度から測定を開始し、24年度の有効測定局20局における環境基準（長期的評価）の達成率は40.0%でした。

また、23年度と24年度の年平均値の推移は、図表4-1-11のとおりです。測定開始から間もないため現時点での評価は難しく、今後も推移を注視していきます。

図表 4-1-11 微小粒子状物質の年平均値の推移
（一般環境大気測定局）



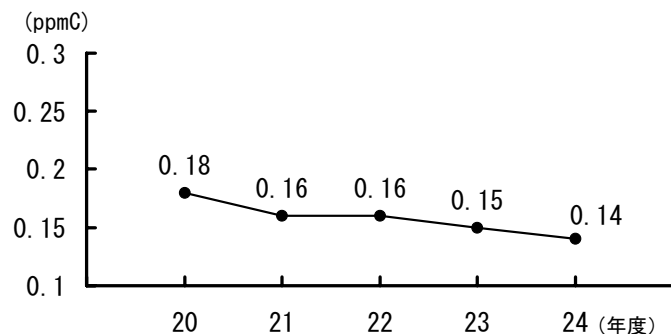
（キ）炭化水素 —非メタン炭化水素—

炭化水素は、塗料等の有機溶剤を使用する工場・事業場や、石油タンク及び石油製品を扱っている工場・事業場、あるいは自動車など多種多様の発生源から排出され、光化学スモッグの原因物質の一つとなっています。

炭化水素に係る環境基準は定められていませんが、指針値として「非メタン炭化水素について、午前6～9時の3時間平均値が0.20～0.31*ppmCの範囲にあること」が示されています。24年度は有効測定局40局のうち1局を除いて「指針」の上限値0.31ppmCを超えていました。

なお、20年度以降の午前6時～9時における年平均値の推移は図表4-1-12のとおりです。

図表 4-1-12 非メタン炭化水素6～9時における年平均値の推移（一般環境大気測定局）

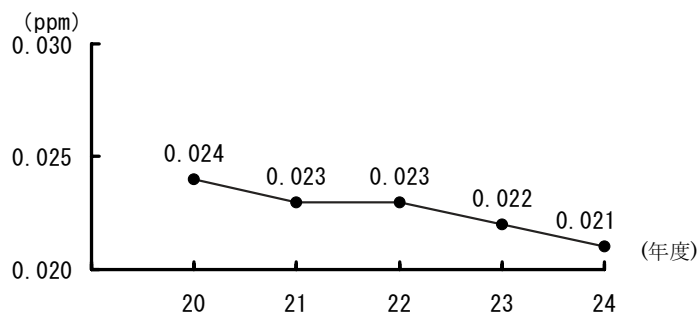


イ 道路沿道環境（自動車排出ガス測定局）

（ア）二酸化窒素

24年度の有効測定局27局における環境基準の達成率は100%であり、20年度以降の年平均値は減少傾向を示しています。（図表4-1-13）

図表 4-1-13 二酸化窒素の年平均値の推移
（自動車排出ガス測定局）



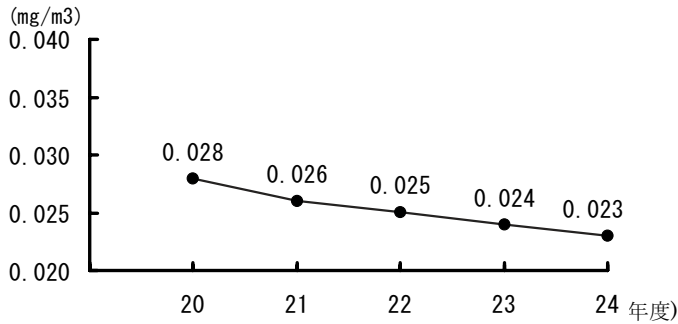
（イ）一酸化炭素

24年度の有効測定局21局全てで環境基準（長期的評価）を達成しており、一般環境大気測定局と同様に昭和48年度以降100%の達成率を継続しています。

（ウ）浮遊粒子状物質

24年度の有効測定局26局における環境基準（長期的評価）の達成率は100%であり、20年度以降の年平均値は減少傾向を示しています。（図表4-1-14）

図表 4-1-14 浮遊粒子状物質の年平均値の推移（自動車排出ガス測定局）

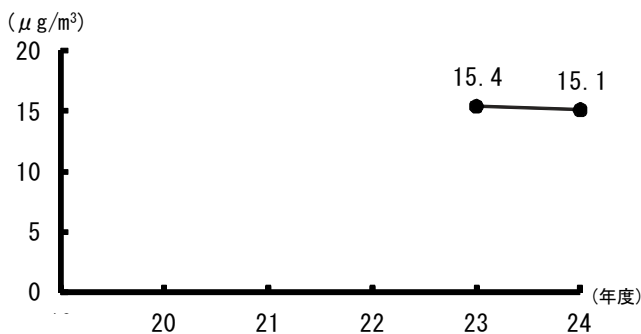


(エ) 微小粒子状物質

24年度の有効測定局4局における環境基準（長期的評価）の達成率は25.0%でした。

また、23年度と24年度の年平均値の推移は、図表4-1-15のとおりです。一般局同様、測定開始から間もないため現時点での評価は難しく、今後も推移を注視していきます。

図表 4-1-15 微小粒子状物質の年平均値の推移（自動車排出ガス測定局）



(オ) その他

二酸化いおうについては、24年度の有効測定局2局における環境基準（長期的評価）の達成率は100%です。また、非メタン炭化水素については、24年度の有効測定局13局全てで「指針」の上限値を超えていました。

ウ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも継続的に摂取される場合には、発ガン性などの人の健康を損なうおそれのある物質で、現在、248物質がリストアップされています。

このうち、優先取組物質23物質が国から示され、そのうちのベンゼン等21物質については県及び6市が、県内34地点で、また、ダイオキシン類については73地点で大気環境中の濃度を定期的に調査しています。

24年度の調査結果では、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の5物質全てで環境基準を達成しています。

また、有害大気汚染物質のうち「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）」が示されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の8物質については、市原市の1地点で1,2-ジクロロエタンが超過した以外は指針値を満足しています。

また、優先取組物質以外の化学物質として、フロン11、フロン113、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素についても県独自に大気環境調査を行っています。

エ アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、丈夫で変化しにくいという特性があり、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。

アスベストの繊維は極めて細く、吸い込むと、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

アスベストについては、環境基準は設定されていませんが、18年度から県、千葉市、船橋市、柏市、市川市及び市原市等で、一般大気環境中の濃度を把握する調査を行っています。

24年度の県内44地点における調査結果は、環境省が地方公共団体の測定結果を集計した

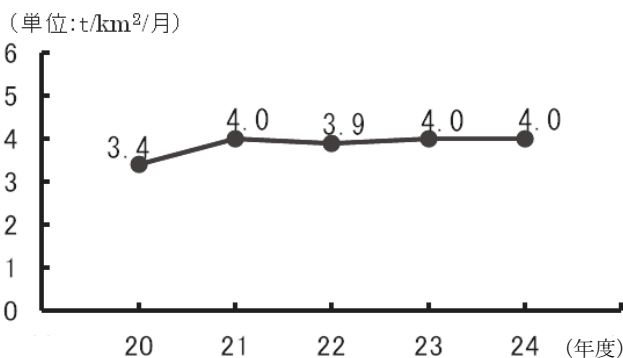
結果と比較して、いずれの地点においても、特に高い濃度は見られませんでした。

オ 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の浮遊粉じんのうち、自重又は雨滴によって沈降するばいじん、粉じん等であり、県内 23 地点で測定を行っています。

24 年度の測定地点の平均値は、4.0t/km²/月であり、20 年度以降の年平均値の推移は、図表 4-1-16 のとおりです。

図表 4-1-16 降下ばいじん量の年平均値の推移



(2) 大気汚染物質の発生源の現状

大気汚染物質の発生源は工場・事業場等の固定発生源と、自動車、船舶等の移動発生源の二つに大別されます。

ア 固定発生源

県内における固定発生源は東京湾に面した電力、鉄鋼、石油精製、石油化学等を中心とする我が国有数の臨海工業地帯とその周辺地域に集中しています。

固定発生源のうち、「大気汚染防止法」に定められるばい煙発生施設の届出数は 25 年 3 月末現在で工場・事業場数 2,598、施設数 7,088 となっています。(図表 4-1-17)

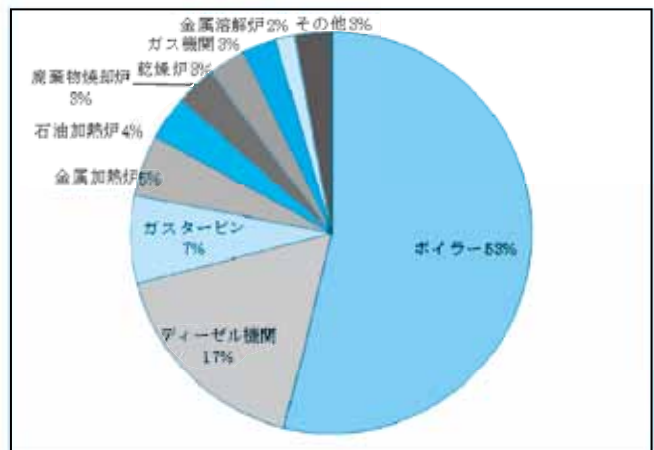
種類別では、ボイラーが圧倒的に多く全体の 53%を占めています。(図表 4-1-18)

図表 4-1-17 ばい煙発生施設数の推移

年度	地域	大気汚染防止法 総量規制地域 (硫黄酸化物)	その他	計	合計
		20	工場	2,035(354)	
	事業場	2,255(1,070)	1,577(793)	3,832(1,863)	
21	工場	1,986(340)	1,346(443)	3,332 (783)	7,124 (2,641)
	事業場	2,216(1,070)	1,576(788)	3,792(1,858)	
22	工場	1,967 (329)	1,337(439)	3,304 (768)	7,008 (2,628)
	事業場	2,132(1,067)	1,572(793)	3,704(1,860)	
23	工場	2,115(337)	1,340(442)	3,455(779)	7,284 (2,669)
	事業場	2,262(1,064)	1,567(826)	3,829(1,890)	
24	工場	2,073(330)	1,329(373)	3,402(703)	7,088 (2,598)
	事業場	2,249(1,054)	1,437(841)	3,686(1,895)	

(注) () 内は工場・事業場数

図表 4-1-18 ばい煙発生施設の種類の状況



25年3月末現在

「大気汚染防止法」の改正により、18 年 4 月に届出対象となった*揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設は、25 年 3 月末現在で工場・事業場数 51、施設数 160 となっています。

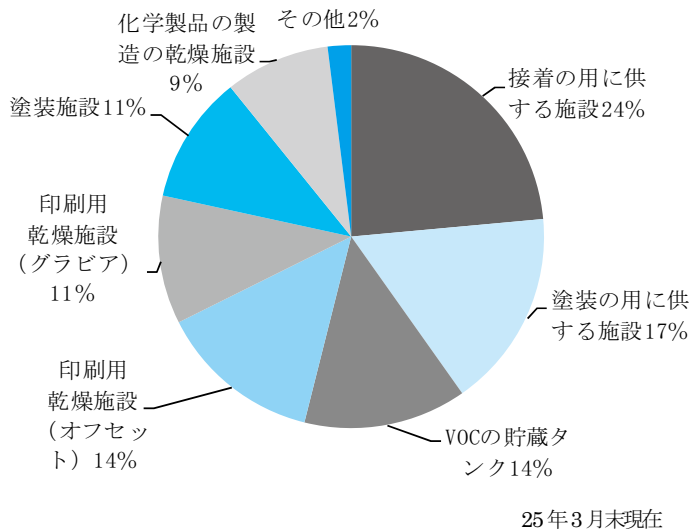
(図表 4-1-19)

種類別では、接着用乾燥施設、塗装用乾燥施設の順に多くなっています。(図表 4-1-20)

図表 4-1-19 揮発性有機化合物排出施設数

年度	20	21	22	23	24
施設数	168	154	149	154	160
(工場・事業場数)	(58)	(51)	(49)	(51)	(51)

図表 4-1-20 揮発性有機化合物排出施設の種類の状況



また、一般粉じん発生施設の届出数は、25年3月末現在で工場・事業場数 279、施設数 1,989 となっています。(図表 4-1-21)

種類別では、図表 4-1-22 のとおりコンベア類及び堆積場が多くを占めています。

一方、県内主要工場・事業場の 24 年度における燃料使用量は約 2,744 万 kL で、その内訳は気体燃料が 88.6%、液体燃料が 7.6%、固体燃料が 3.8%の割合となっています。また、燃料の使用に伴い排出された硫黄酸化物は約 1.3 万 t です。(図表 4-1-23)

図表 4-1-21 一般粉じん発生施設数の推移

年度	20	21	22	23	24
施設数	1,921	1,923	1,949	1,999	1,989
(工場・事業場数)	(250)	(250)	(251)	(261)	(279)

図表 4-1-22 一般粉じん発生施設の種類の状況

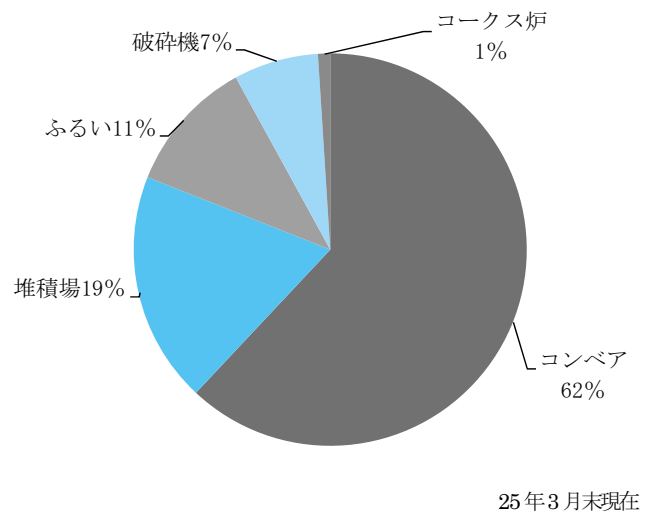


表 4-1-23 県内主要工場・事業場における硫黄酸化物排出量及び燃料使用量の経年変化

